

## メーターユニットの構造及び設置に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和60年水道局管理規程第4号）第13条第6項ただし書きに規定するメーターユニット（以下「ユニット」という。）の構造及び設置について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) メーター 水道メーターをいう。
- (2) 管理者 奈良市公営企業管理者をいう。
- (3) 企業局 奈良市企業局をいう。
- (4) P S ビルや共同住宅などで各階を縦方向に貫通して設備用の各種配管を集中的に納めたパイプスペースをいう。
- (5) 減圧弁 戸別給水用減圧弁をいう。
- (6) 一次側 メーターの上流側をいう。
- (7) 二次側 メーターの下流側をいう。

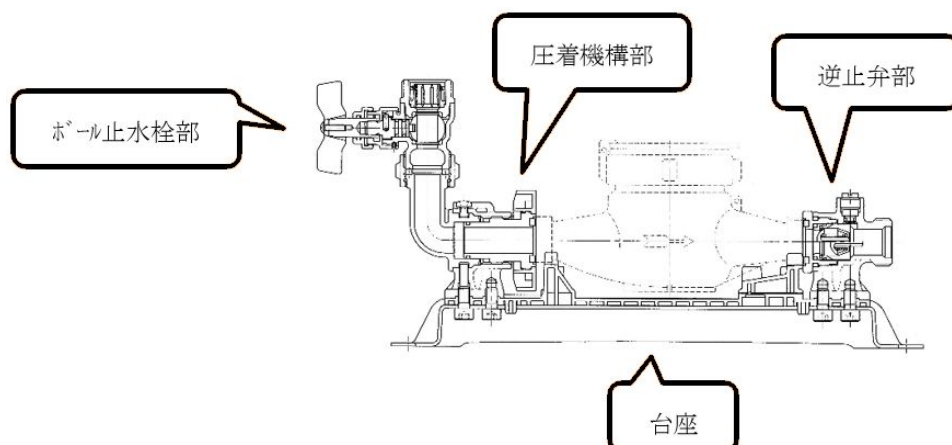
### (基本条件)

第3条 ユニットの構造及び設置は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条及び給水装置の構造及び材質に関する省令（平成9年厚生労働省令第14号）の規定並びに管理者が別に定める基準及び次に掲げる各号に適合しているものでなければならない。

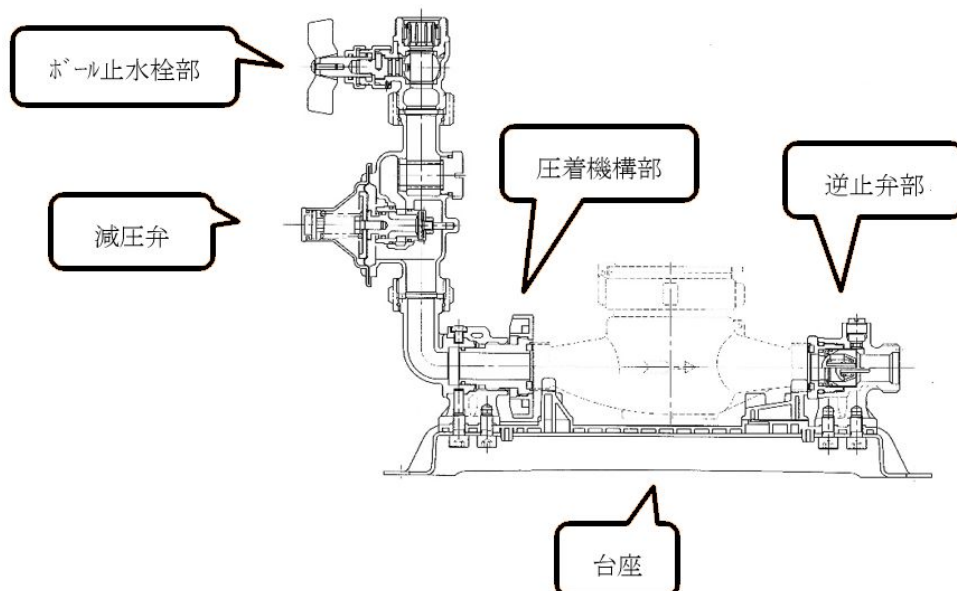
- (1) ユニットの構造は、ボール止水栓と逆止弁を台座に一体的に構成したメーター用の給水用具とする。
- (2) メーター及びユニットは、必要に応じて保温処置が行えるものとする。
- (3) ボール止水栓に停水キャップが装着できるものとする。

2 ユニットの外観形状は、概ね図-1又は図-2のとおりとする。

図－１ 標準型の場合



図－２ 減圧弁付きの場合



(設置条件)

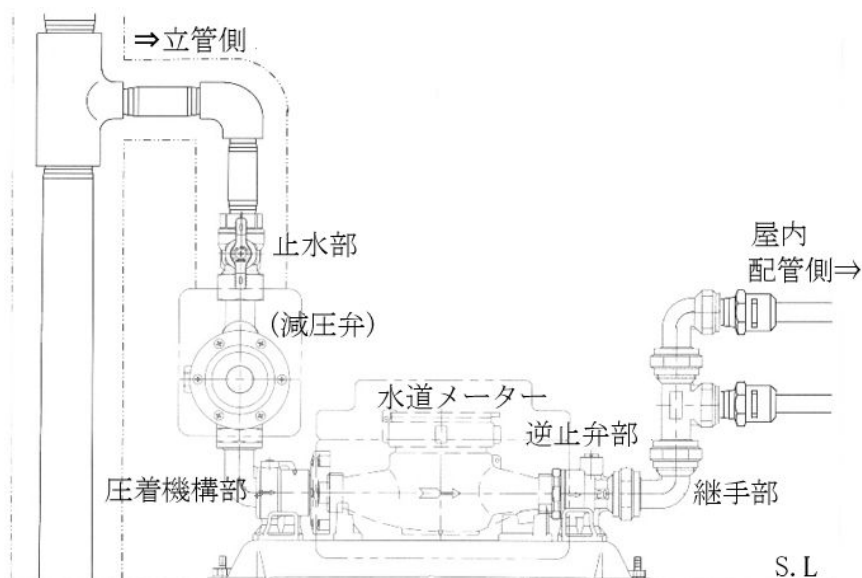
第4条 ユニットの設置条件は、P S内において口径13ミリメートルから25ミリメートルまでのメーターとする。また、その最高使用圧力は0.75メガパスカル以下とし、次に掲げる各号に適合しているものでなければならない。

- (1) メーターの取り付け及び取り外しが確実にでき、点検及び止水栓の操作等に支障がないものとする。
- (2) メーター取り付け位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が配置されているものとする。
- (3) ユニットに減圧弁を設ける場合は、メーター取り付け位置の一次側に設けることとし、容易に取り替えやメンテナンスが行えるものとする。また、ユニット及び減

圧弁は、設置者または所有者がその維持管理責任を負うものとし、給水装置工事申し込み時に誓約書（別記様式）を提出するものとする。

2 PS内のユニット設置は、概ね図－3のとおりとする。

図－3



(止水栓)

第5条 止水栓は、ボール式止水栓とし、JWWA B 108規格の止水性能規定に適合するものでなければならない。

(逆止弁)

第6条 逆止弁は、単式逆止弁とし、JWWA B 129規格の逆流防止性能及び耐久性規定に適合するものでなければならない。

2 逆止弁は、配管工事を伴わず、弁体の交換作業等の維持管理が容易に行えるものとする。

(台座)

第7条 台座の材質は、ダクタイル鋳鉄等の金属とし、メーターの止水栓を含む圧着機構部と逆止弁を支持する構造で、十分な強度を有し、その材質に適した防食処理が施されたものでなければならない。

2 台座の構造は、次に掲げる各号に適合しているものでなければならない。

- (1) メーターの脱着の際は、配管にねじれや応力が伝わらないものとする。
- (2) アンカーボルトや全ねじボルト等で確実に固定できるものとする。
- (3) メーターが水平に取り付けられるよう、管軸方向と管軸垂直方向に調整可能なも

のとする。

(4) メーターの逆取付け防止機能を有したものとす。

(接合部)

第8条 メーター接合部は、次に掲げる各号に適合しているものでなければならない。

(1) メーターの取り付けや取り外しの際に、工具を使用せず圧着機能部を進退させ、圧着固定並びに気密性を持ったものとする。

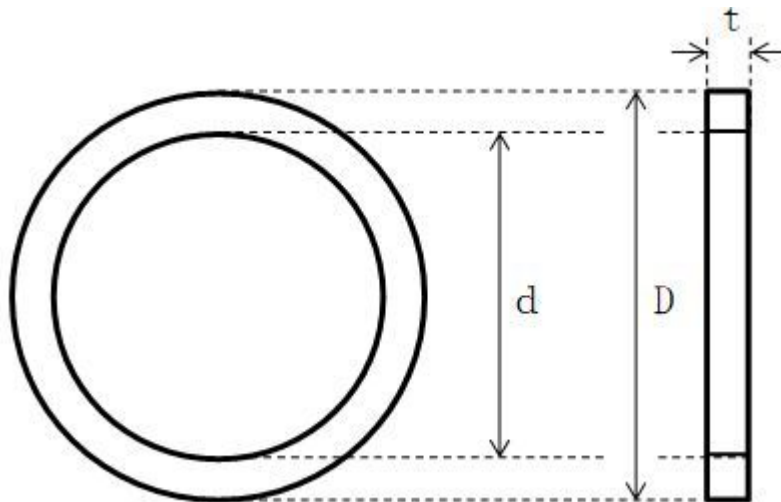
(2) 圧着機能部は、メーター取り付け位置の一次側に設けることとし、スライドハンドルの回転方向は、流路方向を基準に管軸廻りに右回転で圧着し、メーターを取り付けることができるものとする。

(3) メーターを取り付けた際、回転防止用結束バンドの通る穴等をスライドハンドルに設け、本体の一部と固定できるものとする。

(メーターパッキン)

第9条 メーターパッキンは、企業局が指定するもの(図-4)を使用するものとする。

図-4 メーターパッキン



単位：ミリメートル

口径	D	d	t
φ 13	24	14	3
φ 20	30	21	3
φ 25	38	26	3

規格/種類：JIS K 6353/ I類 A70

(メーターの主要寸法等)

第10条 メーターの主要寸法及び接合ねじの呼びは、次の表に掲げるところによる。

(主要寸法等)

口径	面間寸法	外径及び山数
13	100ミリメートル	25.80ミリメートル・山数14
20	190ミリメートル	33.25ミリメートル・山数11
25	225ミリメートル	41.91ミリメートル・山数11

(表示項目)

第11条 ユニットの表示については、次の各号に掲げる項目について容易に確認ができるものとし、当該表示が簡単に消えないものでなければならない。

- (1) 製造業者名又は表示用略号
- (2) 口径
- (3) 流路方向
- (4) ボール止水栓の開閉方向及び開閉角度
- (5) スライドハンドルの開閉方向

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

### 誓約書

このたび、奈良市\_\_\_\_\_において、給水装置  
工事の申し込みをするにあたり、メーターユニットを設置しますので、下記の事項につ  
いて誓約いたします。

#### 記

1. メーターユニットは、貴局から材料承認を受けたメーターユニットを使用いたしま  
す。
2. メーターユニットや減圧弁の漏水、不具合等の異常が認められるときは、速やかに  
指定給水装置工事事業者に依頼し、当方の費用をもって修理等の必要な措置を行いま  
す。
3. メーターユニットの設置に起因する出水不良等の問題が生じた場合には、当方にて  
責任を持って適切に対応し、奈良市企業局に一切異議申し立てしません。
4. 給水装置の所有者に変更がある場合、上記事項について、譲受人に継承します。ま  
た、別の者に使用させる場合も同様にいたします。
5. メーターユニットの採用にあたっては、別紙で定める「メーターユニットの構造及  
び設置基準」を遵守いたします。